

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第25号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

訓令	ページ
○ 公印規程の一部を改正する訓令（文書課）	1
企業庁管理規程	
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1
企業庁訓令	
○ 企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令	2
労働委員会訓令	
○ 労働委員会公印規程の一部を改正する訓令	3

訓令

兵庫県訓令第4号

本庁
地方機関

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和37年兵庫県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「公文書以外に使用してはならない」を「次に掲げる文書について使用するものとする」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法令、条例又は規則の規定により公印を使用する必要がある文書
- (2) 県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に公印を使用することが必要であると認められる文書

附則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

令和4年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水埜浩

兵庫県企業庁管理規程第1号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

（企業庁組織規程の一部改正）

第1条 企業庁組織規程（昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の表参事の項の次に次のように加える。

官	課	上司の命を受け、特殊の事務を処理する。
---	---	---------------------

第21条の表地域整備専門員の項の次に次のように加える。

まちづくり推進専門員	上司の命を受け、まちづくりに関する事務その他の担当事務を処理する。
------------	-----------------------------------

(企業庁会計規程の一部改正)

第2条 企業庁会計規程(昭和54年兵庫県企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第50条第3項中ただし書中「旅費において概算支払額と精算額が同額であるとき」を「次に掲げる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 旅費において概算支払額と精算額が同額である場合
- (2) 補助金において第94条第1項の検査調書により交付すべき補助金の確定額を確認することができる場合

第106条第1項及び第107条第1項中「金業出納員」を「企業出納員」に改める。

第130条及び第131条中「第243条の2第1項後段」を「第243条の2の2第1項後段」に改める。

(企業庁財産評価審査会規程の一部改正)

第3条 企業庁財産評価審査会規程(昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号)の一部を次のように改正する。

別表中

「総務課事業戦略参事
 水道課長
 水道課水道技術参事
 企業誘致課長
 企業誘致課分譲企画参事
 地域整備振興課長
 地域整備振興課新産業団地整備参事」

を

「総務課事業戦略官
 水道課長
 水道課水道企画官
 企業誘致課長
 企業誘致課分譲企画官
 地域整備振興課長」

に改める。

(企業庁補償審査会規程の一部改正)

第4条 企業庁補償審査会規程(昭和61年兵庫県企業庁管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「参事」を「官」に改める。

附 則

この管理規程は、令和4年4月1日から施行する。

企業庁訓令

兵庫県企業庁訓令第1号

本 庁
地 方 機 関

企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県公営企業管理者 水 埜 浩

企業庁公文書管理要綱の一部を改正する訓令

企業庁公文書管理要綱（令和2年兵庫県企業庁訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第16条中「企画県民部管理局文書課」を「総務部法務文書課」に改める。

第16条、第17条第1項及び第18条第2項中「文書課」を「法務文書課」に改める。

第17条第2項中「企画県民部管理局文書課長」を「総務部法務文書課長」に改める。

第17条第2項及び第18条第1項中「文書課長」を「法務文書課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

労働委員会訓令

兵庫県労働委員会訓令第1号

事 務 局

労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

兵庫県労働委員会会長 米 田 耕 士

労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

労働委員会公印規程（平成17年労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

公印は、次に掲げる文書について使用するものとする。

- (1) 法令、条例又は規則の規定により公印を使用する必要がある文書
- (2) 県又は相手方の権利義務に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に公印を使用することが必要であると認められる文書

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。